◇**こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一二六号）（内閣官房）

1　こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条～第三五条関係）

2　所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**こども家庭審議会令**（政令第一二七号）（内閣官房）

1　こども家庭審議会の組織、委員等の任命及び委員の任期等を定めることとした。（第一条～第三条関係）

2　こども家庭審議会に会長を置き、職務を定めることとした。（第四条関係）

3　こども家庭審議会に置く分科会及び分科会の所掌事務を定めることとした。（第五条関係）

4　こども家庭審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第六条関係）

5　こども家庭審議会の定足数及び議決について定め、これらを分科会及び部会の議事に準用することとした。（第七条関係）

6　こども家庭審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出等を求めることができることとした。（第八条関係）

7　こども家庭審議会の庶務及び運営に関する事項を定めることとした。（第九条及び第一〇条関係）

8　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**こども政策推進会議令**（政令第一二八号）（内閣官房）

1　会長の職務を定めることとした。（第一条関係）

2　こども政策推進会議の庶務及び運営に関する事項を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　次に掲げる政令は、廃止することとした。（附則第二項関係）

㈠　少子化社会対策会議令

㈡　子ども・若者育成支援推進本部令

㈢　子どもの貧困対策会議令

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十六号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「六十五人」を「六十四人」に改め、同項ただし書中「四十二人」を「四十人」に改める。

附則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「六十五人」を「六十四人」に、「七十四人」を「七十三人」に、「四十二人」を「四十人」に、「五十一人」を「四十九人」に改める。

附則第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十七号

デジタル庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル庁組織令（令和三年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「四人」を「五人」に改める。

第三条第四項中「十八人」を「十九人」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄